



2022年5月20日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 柴 田 弘 之
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 関 口 育 男
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、2022年6月24日開催予定の第84回通常総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 優先出資者総会資料に係る電子提供制度の導入

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、優先出資者総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更する。

① 現行定款第36条（優先出資者総会参考書類のみなし提供）の規定は、電子提供制度導入に伴い不要となることから、これを削除する。また、優先出資者総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした優先出資者に交付する書面について、記載事項の一部を除外するための規定を新設する。

② 上記①に関する附則を設ける。

(2) その他の規定の整理

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）第7条による信用金庫法（昭和26年法律第238号）の一部改正に伴い、引用条文その他所要の変更を行う。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

2022年9月1日

以 上

(本件に関するお問合せ先)

信金中央金庫 IR広報室
TEL 03-5202-7700

定款変更案

現 行	変 更 後
<p>(優先出資者総会参考書類のみなし提供)</p> <p><u>第 36 条 本金庫は、優先出資者総会の招集に際し、優先出資者総会参考書類に記載すべき情報を、法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、優先出資者に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(認可対象会社)</p> <p>第 44 条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社(信用金庫法第 54 条の 23 第 6 項に規定する認可対象会社をいう。)については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすること(第 5 号の会社にあつては、本金庫またはその子会社が合算して同法第 54 条の 25 第 1 項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有すること)ができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 情報通信技術その他の技術を活用した本金庫の信用金庫法第 54 条第 1 項各号に掲げる業務を行なう事業の高度化もしくは本金庫の利用者の利便の向上に資する業務<u>またはこれに</u>資すると見込まれる業務を営む会社</p>	<p>(削除)</p> <p>(優先出資者総会の電子提供措置等)</p> <p><u>第 36 条 本金庫は、優先出資者総会の招集に際し、優先出資者総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 本金庫は、前項の電子提供措置をとる事項のうち主務省令で定めるものの全部または一部について、書面交付請求した優先出資者に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(認可対象会社)</p> <p>第 44 条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社(信用金庫法第 54 条の 23 第 4 項に規定する認可対象会社をいう。)については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすること(第 5 号の会社(信用金庫法施行規則第 66 条の 3 に規定する会社を除く。)にあつては、本金庫またはその子会社が合算して同法第 54 条の 25 第 1 項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有すること)ができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 情報通信技術その他の技術を活用した本金庫の信用金庫法第 54 条第 1 項各号に掲げる業務を行なう事業の高度化もしくは本金庫の利用者の利便の向上に資する業務<u>もしくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務またはこれらに</u>資すると見込まれる業務を営む会社</p>

現 行	変 更 後
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日に開催する優先出資者総会については、変更前の第36条（優先出資者総会参考書類のみなし提供）の規定はなお効力を有するものとし、現行の第36条（優先出資者総会の電子提供措置等）の規定は効力を有しないものとする。</p> <p><u>第2条</u> 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日にこれを削除する。</p>